

【別紙1:公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第28条
第1項第2号に掲げる書類】

事業 年度	自	平成31年4月1日	法人コード	A020447
	至	令和2年3月31日	法人名	公益社団法人鳥取県鍼灸 マッサージ師会

運営組織及び事業活動の状況の概要等について

1. 法人の基本情報について

法人の名称	公益社団法人鳥取県鍼灸マッサージ師会		
設立登記日(注)	平成25年4月1日		
法人の目的	<p>当法人は、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の資質向上並びにはり・きゅう及びあん摩マッサージ指圧業の健全な発展を図るとともに広く公衆衛生の推進と県民の健康維持・増進に寄与することを目的とするとともに、その目的に資するため、次の事業を行う。</p> <p>1 はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の資質向上に関する事業 2 はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧の普及啓発並びに振興に関する事業 3 その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>		
主たる事務所の所在場所	都道府県	市区町村番地等	
	鳥取県	鳥取市本町3丁目201番地鳥取産業会館・鳥取商工会議所ビル	
社員の資格の得喪の条件 (公益社団法人のみ)	<p>資格の得:県内で業務に従事するはり師、きゅう師又はあん摩マッサージ指圧師で、定款第3条の目的に賛同して入社した者 資格の喪:任意退社。第7条の支払い義務を、当該年度内に履行しなかったとき。総正社員が同意したとき。社員総会の決議により除名されたとき。</p>		
社員の数(公益社団法人のみ)	63人		

注 旧民法に基づき設立された法人にあっては、新制度への移行登記をした日付になります。

2. 事業活動等について

(1) 収支相償

収益事業等から生じた 利益の繰入割合	50%		
第2段階の合計	収入の額		費用の額
	980,310 円		1,249,664 円
収入>費用の場合の対応			

(2) 公益目的事業比率

公益目的事業比率 (①欄の額÷①欄～③欄の合計額)		68.0 %
①	公益実施費用額	1,426,664 円
②	収益等実施費用額	223,147 円
③	管理運営費用額	448,191 円

(3) 寄附を受けた財産の額

寄附を受けた財産の額	385,250 円	うち個人から	385,250 円
		うち法人から	0 円

(4) 金融資産の運用収入の額

金融資産の運用収入の額	95 円
-------------	------

(5) 資産、負債及び正味財産の額

資産額	1,888,970 円	負債額	0 円
		正味財産額	1,888,970 円

(6) 遊休財産額

遊休財産額の保有上限額	1,249,664 円
遊休財産額	662,257 円

(7) 当事業年度の末日における公益目的取得財産残額

公益目的取得財産残額(①欄+②欄の合計額)		△ 3,448,269 円
①	公益目的増減差額	△ 3,526,107 円
②	公益目的保有財産の帳簿価額の合計額	77,838 円

(8) 理事、監事及び評議員の報酬等の額

理事等の報酬等の総額	10,000 円
(うち、退職手当の額)	0 円

(9) 事業の運営に関する行政庁からの勧告又は命令の有無

当事業年度の勧告又は命令の有無(注)	無
--------------------	---

注 当事業年度以前に受けた勧告又は命令であって、行政庁に改善の報告をしていないものを含みます。